

○建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則

昭和59年2月14日

規則第2号

改正 昭和62年11月11日規則第59号

平成7年9月29日規則第38号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条第3項ただし書の規定に基づき特定行政庁が、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同項の表（ろ）欄に掲げる数値によることが不相当であると認めて規則で定める敷地面積の規模は、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値とする。

地域	敷地面積の規模
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	1,000平方メートル
近隣商業地域又は商業地域	500平方メートル

附 則

この規則は、昭和59年2月15日から施行する。

附 則（昭和62年11月11日規則第59号）

この規則は、昭和62年11月16日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第38号）

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。